

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

平成三十年十二月十四日

埼玉県監査委員 山 本 光 紀

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 土 屋 恵 一

埼玉県監査委員 中屋敷 慎 一

## 1 監査結果に関する報告

### (1) 監査の対象事務

平成29年度・平成30年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

### (2) 監査の対象機関 25機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
福祉部	精神保健福祉センター
保健医療部	朝霞保健所、狭山保健所
農林部	秩父高原牧場、寄居林業事務所
県土整備部	さいたま県土整備事務所、飯能県土整備事務所、秩父県土整備事務所、本庄県土整備事務所、杉戸県土整備事務所
都市整備部	越谷建築安全センター、営繕・公園事務所
企業局	新三郷浄水場
病院局	がんセンター
教育局	自然の博物館、加須げんきプラザ、小川高等学校、川越総合高等学校、久喜北陽高等学校、鷲宮高等学校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、日高特別支援学校
警察本部	鴻巣警察署、加須警察署

### (3) 監査実施日

平成30年8月21日～平成30年10月21日

### (4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

### (5) 監査の結果

#### ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

#### イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
農林部	寄居林業事務所	平成30年2月7日に発注した印刷物について、仕様書で定めた納入期限が平成30年3月23日であったところ、予算執行について適切な手続きを経ることなく、納入期限を翌年度まで延長して納品させていたことは、会計年度独立の原則に反して不適切であった。

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
県土整備部	飯能県土整備事務所	平成30年度の道路占用料について、納期限の翌日から起算して40日以内に督促状により督促すべきところ、40日を経過しながら督促状を発行していなかったことは、不適切であった。